

# 令和5年度 島根県公立学校育休任期付教育職員、臨時的任用教育職員及び非常勤講師（会計年度任用職員）の募集（学校等勤務者向け）

島根県教育委員会

島根県公立学校の教育水準の維持向上を図るため、公立学校に勤務する常勤講師（育休任期付教育職員、臨時的任用教育職員）又は非常勤講師（以下「臨時的任用教員等」という。）の志願者を広く募集いたします。

## 1 対象者

- 島根県内の県立学校若しくは市町村立学校等に勤務する臨時的任用教員等であり、令和5年度臨時的任用教員等としての勤務を希望する者
  - ※ すでに「令和5年度島根県公立学校臨時的任用教員等採用志願申込」で申込みをしている者については、改めて提出する必要はありません。
- 島根県内の県立学校若しくは市町村立学校に勤務する教育職員（臨時的任用の者を除く）並びに教育庁及び教育機関に勤務する専門的教育職員であって、令和4年度末辞退職予定の者
  - ※ 1年未満の任用となります。
  - ※ 「令和5年度再任用教職員選考申込書」を提出している者については、改めて提出する必要はありません。
- 育休任期付教育職員は、昭和38年4月2日以降に生まれた者

## 2 募集内容

区分	校種	職種	教員免許等資格
I	小学校	講師（常勤又は非常勤）	小学校教諭普通免許状所有者
II	中学校	講師（常勤又は非常勤）	中学校教諭普通免許状所有者
III	高等学校	講師（常勤又は非常勤）	高等学校教諭普通免許状所有者
IV	特別支援学校	講師（常勤又は非常勤）	盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校（各領域）もしくは小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状所有者
V	区分I～IVの学校	養護助教諭（常勤又は非常勤）	養護教諭普通免許状所有者
VI	区分III～IVの学校	養護助教諭（非常勤）	養護教諭普通免許状所有者
VII	区分III～IVの学校	実習助手（常勤）	なし
VIII	区分IVの学校	寄宿舎指導員（常勤）	なし

（注）区分Iには義務教育学校（前期課程）、区分IIには義務教育学校（後期課程）を含みます。

## 3 勤務条件（給料等） ※令和4年度実績

### （1）育休任期付教育職員

- 任用期間： 育児休業する教員が請求した期間を限度とします。（育児休業が短縮された場合等においては、人事異動を行うことがあります。）
- 給 与： 学歴、経験年数によって給料月額を決定します。（参考：講師の場合、22歳の大学新卒者にあつては約209千円。）また、通勤手当、住居手当、扶養手当、単身赴任手当、へき地手当、特手手当、特殊勤務手当、義務教育等教員特別手当、期末手当、勤勉手当、退職手当等を支給します。退職手当は「職員の退職手当に関する条例」等に基づき支給します。  
なお、任用期間によっては昇給することもあります。
- 社会保険等： 任用の日から公立学校共済組合及び島根県教職員互助会に加入します。

## (2) 臨時的任用教育職員

- 任用期間： 1年以内に限られます。
- 給 与： 学歴、経験年数によって給料月額を決定します。（参考：講師の場合、22歳の大学新卒者にあつては約209千円。なお、60歳以上の者にあつては、再任用制度との均衡を考慮して、給料月額を決定します。）また、通勤手当、住居手当、扶養手当、単身赴任手当、へき地手当、特手手当、特殊勤務手当、義務教育等教員特別手当、期末手当、勤勉手当、退職手当等を支給します。退職手当は「職員の退職手当に関する条例」等に基づき支給します。
- 社会保険等： 加入要件を満たす場合、任用の日から、健康保険は公立学校共済組合の短期給付、年金制度は日本年金機構の厚生年金保険の適用となります。また、島根県教職員互助会に加入します。  
※任用期間が2月以内に確定している場合は、公立学校共済組合及び厚生年金保険（日本年金機構）の適用対象外となり、島根県教職員互助会に加入できません。（任用期間が2月を超える見込みがある場合を除く。）

## (3) 非常勤講師（会計年度任用職員）

- 任用期間： 1年以内に限られます。
- 給 与： 授業を実施する職は勤務時間数に応じ1時間あたり2,630円の報酬を支給します。また、児童生徒への指導を補助する職は勤務時間数に応じ1時間あたり1,840円の報酬を支給します。  
なお、通勤事情を考慮して通勤手当に相当する報酬を支給します。また、任期6月以上かつ週あたり15時間30分以上勤務される方については、期末手当を支給します。
- 社会保険等： 加入要件を満たす場合、任用の日から、健康保険は公立学校共済組合の短期給付、年金制度は日本年金機構の厚生年金保険の適用となります。また、島根県教職員互助会に加入します。（会費負担なし。対象事業は限定される。）

## 4 志願申込方法および提出書類等

臨時的任用教員等の志願申込は、原則、電子申請（しまね電子申請サービス）で受け付けます。島根県教育庁学校企画課ホームページに詳しい志願申込方法について掲載しています。

- 学校企画課ホームページ URL

<https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>

- しまね電子申請サービス URL

[https://s-kantan.jp/pref-shimane-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=12021](https://s-kantan.jp/pref-shimane-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=12021)



### (1) 添付書類

志願申込の際に、次の表に示す書類の電子データを添付してください。なお、添付書類を郵送などで提出することもできますが、その場合には、電子申請による申込後速やかに、「志願書添付書類送付書」を添えて、学校企画課へ提出してください。

添付書類	留意事項
写真	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和4年5月以降に撮影されたもので、正面から上半身を撮影した jpeg 又は jpg 形式のもの（推奨サイズは縦690ピクセル、横536ピクセル、縦横比4.5×3.5の比率）を添付すること。</li><li>・郵送する場合は、縦4.5cm×横3.5cmの写真（裏面に氏名を記入したもの）とすること。</li></ul>
経歴調査表	<ul style="list-style-type: none"><li>・様式をダウンロードし、作成すること。（手書き作成可）</li><li>・過去に経歴調査票を作成したことがある場合には、その際に作成したデータを修正して作成しても構わない。</li></ul>

<p>所持する教育職員免許状の有効性を証明する書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所持するすべての教育職員免許状について、令和4年7月1日以降も有効であることを証明するために、下記のいずれかの書類を添付すること。</li> </ul> <p><b>新免許状所持者</b>（平成21年4月1日以降に初めて免許状の授与を受けた者）  <b>教育職員免許状の写し又は「有効期間更新証明書」の写し</b></p> <p><b>旧免許状所持者</b>（平成21年3月31日以前に初めて免許状の授与を受けた者）  <b>【更新等に係る手続きを行った者】</b>  <b>「更新講習修了確認証明書」の写し</b>  <b>【修了確認期限時に現職教員でなかったため、更新等に係る手続きを行っていない者】</b>  <b>教育職員免許状の写し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所持する教育職員免許状の有効性を証明する書類に記載された氏名から改姓・改名した者にあつては、改姓・改名を証明する書類（戸籍抄本等）を添付すること。</li> <li>・教育職員免許状取得見込みの場合は、所持する教育職員免許状の有効性を証明する書類に代えて、「教育職員免許状取得見込証明書」等、取得見込みであることを証明する書類を添付すること。</li> </ul>
-------------------------------	--

## (2) 志願申込及び添付書類提出期限

育休任期付教育職員：令和4年11月18日（金）

臨時的任用教育職員及び非常勤講師（会計年度任用職員）：令和4年12月9日（金）

## 5 採用手続

- 島根県公立学校臨時的任用教員等志願者名簿登載後、県教育委員会が採用又は委嘱をしようとするときは、志願者に電話で事前に連絡します。
- 育休任期付教育職員については、選考試験（書類選考および面接試験）の合格者を名簿登載します。  
面接試験：令和4年12月中旬（予定）

## 6 問合せ先

- 島根県教育庁学校企画課 所在地 〒690-8502 島根県松江市殿町1 電話 (0852)60-0766
- 松江教育事務所（松江合同庁舎内） 電話 (0852)32-5777
- 出雲教育事務所（出雲合同庁舎内） 電話 (0853)30-5680
- 浜田教育事務所（浜田合同庁舎内） 電話 (0855)29-5701
- 益田教育事務所（益田合同庁舎内） 電話 (0856)31-9675
- 隠岐教育事務所（隠岐合同庁舎内） 電話 (08512)2-9772